

子ども未来課からのお知らせ

児童扶養手当制度のご案内



児童扶養手当制度とは、父（母）と生活を共にできない児童の母（父）や父母にかわって児童を養育している方に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される制度です。

○支給対象

日本国内に住所があり、次のいずれか（※）に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、または20歳未満で政令の定める程度の障害にある者）を監護している母（父）、または養育している方（養育者）が受けることができます。

（※）・父母の離婚

- ・父（または母）の死亡／重度の障害
生死不明／保護命令／拘禁
- ・未婚により出生した児童
- ・父母から遺棄されている児童
- ・父母ともに不明（孤児など）など

父（母）や扶養者または対象となる児童が公的年金や遺族補償を受けることができる場合は、一定の金額が支給停止となります。所得額が一定以上の場合、手当は支給されません。

○手当の額（月額）

※ 平成28年8月（平成28年12月支給分）から支給額が改正されました。

対象となる子ども的人数	全部支給	一部支給
1人目	42,330円	42,320円 ～9,990円
2人目	10,000円を 加算	9,990円 ～5,000円を加算
3人目以降	6,000円を 加算	5,990円 ～3,000円を加算

※ 平成29年4月（平成29年8月支給分）より支給額が改正される予定です。

○支払日…年3回

4月11日（12～3月分）

8月11日（4～7月分）

12月11日（8～11月分）

支給日が土・日、祝日のときは繰り上げて支給

※ 詳しくは和歌山県ホームページをご覧ください。（<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/teate.html>）

○手当を受けるときの手続き

手当を受けるときの手続きには、役場子ども未来課に、必要書類を添えて申請手続きを行ってください。その後、和歌山県知事の認定（町村の場合）を受けることにより、手当が支給されます。

○手当を受けている方の届出の義務

児童扶養手当を受けている方は、毎年8月1日から8月31日までの間に現況届の提出、住所・氏名や連絡先等の変更があった場合は各種届出をする必要があります。

もし、届出が遅れたり届出をしなかったりした場合には、手当の支給が遅れたり、受けられなくなったり、手当を返還していただく場合がありますので、忘れずに提出してください。

●JR通勤定期乗車券の割引制度について

児童扶養手当の支給を受けている方とその世帯員（扶養義務者も含む）が、JRの通勤定期乗車券を購入する場合に、およそ3割引で購入できます。ただし、学割などの他の割引との併用はできません。

定期券購入前に、役場子ども未来課へ以下の書類を添えて申請してください。

<必要なもの>

- 定期券を購入する方の証明写真
（縦4cm×横3cm／最近6か月以内に撮影）
- 児童扶養手当証書
- 印鑑（認印可）

◇書類提出・お問い合わせ先◇

串本町役場 子ども未来課

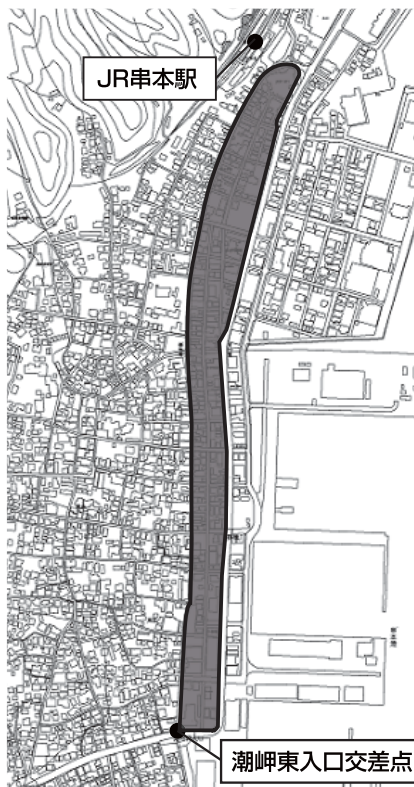
TEL 0735-67-7027

FAX 0735-62-4550

串本警察署からのお知らせ

「ドライバーのみなさまへ」串本地区に「ゾーン30」を設置します

串本地区「ゾーン30」エリア地図



「ゾーン30」区域

JR串本駅から、駅前通り～東海岸通り～潮岬東入口交差点までの町道と、町道と国道42号線に囲まれた区域内の道です。

※ 国道42号線は除きます。

やめよう抜け道！ 守ろう30！

「ゾーン30」って？

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて**時速30kmの速度規制をします**。また、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制やゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図ります。

なぜ時速30km規制なの？

自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30kmを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇するためです。

「ゾーン30」の区域はどのように決められるの？

交通量や交通事故の発生状況等をもとに警察が道路管理者や地域の皆さまと協議・調整して決定する場合や地域の皆さまからのご要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定します。「ゾーン30」は幹線道路に囲まれた生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

なぜ串本地区に設置するの？

同地区は商店街や通学路があり、歩行者・自転車の交通量が比較的多いだけでなく、人身事故や物損事故が毎年、発生していることから、同地区内の安全を確保するために「ゾーン30」を設置しました。

いつから実施するの？

「ゾーン30」の実施は、工事などの関係から3月下旬を予定しています。

◇お問い合わせ先◇ 串本警察署 交通課 TEL 0735-62-0110